キッチンカー出店に係る要項

1 目的

「公民館ミニキッチンカー祭り」において、キッチンカーの出店による魅力的な飲食を販売できる環境を整えることにより、山形村公民館の認知度を高めるとともに、同日開催の山形村総合文化祭に賑わいを創出することを目的とする。

2 出店場所

イベント会場（山形村農業者トレーニングセンター入口周辺）

3 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）

4 出店資格と制限

(1) 出店資格

次の要件を全て満たす法人又は個人

・公的機関が発行する山形村内で有効な営業許可を有すること。

・食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。

・出店期間内において営業許可書の期限が有効であること。

ただし、出店に許可を必要としない品目を扱う場合においては、この限りではない。

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する場合は出店できません。

・暴力団員、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると村長が認める者。

※長野県暴力団排除条例第 21 条に基づく、祭礼等からの暴力団の排除に係る措置に関するする規則に基づき、警察へ出店者情報を提出します

5 出店申込と出店

(1) 出店申込み

キッチンカー出店者申込書と必要書類を提出してください。

（2）審査と出店許可

申込書類を基に審査し出店許可をします。

6 出店条件

（1）出店時間

以下の間を出店可能時間とします。

- 令和 8 年 10 月 31 日（土）午前 10 時～午後 3 時
- 令和 8 年 11 月 1 日（日）午前 10 時～午後 3 時

（2）使用料

使用料はかかりません。

（3）設備

電 気：仮設電源設備無し。発電機持込みは可能です。

水 道：トイレは農業者トレーニングセンター体育館外トイレを使用可能。
その他利用する水は、外水道を使用可能。

ガ ス：無し。プロパンガスは持込み可能です。

ご み：店舗ごとに利用者が見やすい位置にごみ箱またはごみ袋を設置し持ち帰ってください。
出店ごとにキッチンカー及びその周囲を清掃してください。
施設内で汁物や油類及び食品の廃棄は行わないでください。

消火器：火気器具を使用する場合は、各自で業務用消火器を設置してください。

仮 設：簡易な仮設の休憩所（ベンチ）などの設置は可能です。強風で飛散しないよう重しを置くなど、対策してください。設置箇所については村と協議願います。
出店場所が、文化祭参加者のための通路となるため、参加者のための通路 1.5m以上を確保してください。

（4）注意事項

・食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期してください。

7 申請書類提出場所及び問い合わせ先

東筑摩郡山形村 2040-1　山形村公民館（山形村教育委員会内）

TEL:0263-98-53155　E-mail: toresen@vill.yamagata.nagano.jp

キッチンカー出店者申込書

キッチンカー出店者として申込いたします。

本申請書の記載内容及び要項で提出が求められている下記の資料については事実に相違ありません。

【出店者情報】

ふりがな			
事業者名			
ふりがな			
代表者名			
電話番号		メールアドレス	
代表者生年月日	年　　月　　日		
緊急時の連絡先		FAX	
住所			
生年月日			

販売品目	販売品目を記載してください。
販売車情報	車両ナンバー： 発電機の使用：□あり・□なし ※発電機を使用する場合は、必ず消火器を設置してください

【添付書類】

・営業許可証の写し

・保険証の写し